

令和3年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

次の方針により国が示す仮係数に基づき算定を行い、その結果を市町村と協議していく。

1 被保険者1人当たり診療費

- 国からブロック会議で示された次の算定方法のうち、②の方式を採用することとする。
(昨年度は①及び②の2案で計算していたが、①の方式だと直近の実績が過度に反映される推計方法であるため、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う4月及び5月の受診控えの影響が大きく反映されてしまう可能性がある。③については複数年度の伸び率を使用する推計方式であり、令和元年度の国保事業費納付金算定に係る保険給付費の1回目推計結果の際、実績の伸びに比べて伸び率が大きく出たことから採用を見送ることとした。)

【国が示す算定方式】

- ① 本年3月～直近月までの数か月の実績を基礎として、過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法
- ② 直近1年前から直近月までの年度を跨いだ1年間分の実績を基礎として、過去2年間（実績値）の伸び率により推計する方法
- ③ 算定年度前年度の1年間分の実績を基礎として、複数年度の伸び率により推計する方法

- なお②の方式を採用した上で、下表のとおり令和2年度4月診療分及び5月診療分については、今般の新型コロナウイルスの感染流行に伴い、国が発令した緊急事態宣言による受診控えの影響が顕著に見受けられることから、次のi)とii)の2パターンで推計を行う。
 - i) 過去の算定と同様の条件としており、医療費推計の基礎値となる診療月を前年6月～今年5月に変更
 - ii) 新型コロナウイルスによる令和2年4月及び5月の受診控えに伴う保険給付費減の影響を考慮するために、医療費推計の基礎値となる診療月を前年4月～今年3月に変更

2 被保険者数

- 国のブロック会議で示された、前年における1歳下の「被保険者数」に自然増減（出生・死亡）や純移動（社保加入・離脱、住居転出・転入、後期高齢者制度移行などによる資格取得喪失）などの「移動率」を乗じることによって推計を行うコーホート要因法を活用し、被保険者数の推計を行う。
- なお、その際に平成28年10月の社保適用拡大の影響が出ないよう「移動率」の推計において考慮することとする。

$$\text{推計被保険者数} = \text{「前年における1歳下被保険者数」} \times \text{「移動率」}$$

3 確定係数に基づく算定（本算定）にあたっての今後の変動要素

- ・ 国が示す確定係数等の諸係数の変更
- ・ 診療報酬改定 など

本算定にあたっては、これらの変動要素を反映した上で、令和3年度国保事業費納付金の算定を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

12月下旬	国から確定係数発出
12月下旬～1月上旬	確定係数に基づく本算定
1月上旬	本算定結果を市町村に通知
1月中旬	国に本算定結果を報告
2月上旬	標準保険料率公表（県HP）
4月1日	納付金額決定通知を市町村に発出